

【漁業権番号】内共第16、18号

【関係漁業協同組合】長良川中央漁業協同組合

変 更 案	現 行	変更理由	施行予定 年月日
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 略 2、3 略 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 略 3 第1項に規定する漁具・漁法のうち次の表のア欄の漁具・漁法はイ欄の区域内においてウ欄の期間でなければならない。	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 略 2、3 略 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 略 3 第1項に規定する漁具・漁法のうち次の表のア欄の漁具・漁法はイ欄の区域内においてウ欄の期間でなければならない。	条ズレの修正 <	

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算料
		日 釣	年 釣	
あ ゆ	手釣・竿釣	3,000 円	11,000 円	2,000 円
あまご、いわな、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、かじか、よしのぼり、あじめどじょう (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣・たも網	1,000 円	3,000 円	1,000 円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、満 18 歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを提出しなければならない。また、減免区分はいずれか一つを優先するものとし、重複して減免を受けることはできないものとする。

魚 種	区 分	遊 漁 料	
		日 釣	年 釣
あ ゆ	心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、満 75 歳以上、女性(免許証、保険証等)の何れかの者	2,000 円	8,000 円
	満 18 歳以下	無 料	無 料

第7条 略

魚 種	区 分	遊 漁 料	
		日 釣	年 券
雑 魚	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、満 75 歳以上、女性（免許証、保険証等）の何れかの者	600 円	2,000 円
	満 18 歳以下	無 料	無 料
3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合（第 2 項に定める減額対象者を除く）には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第 1 項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合のウェブサイトに記載するほか遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。 第 8 条から第 1 2 条 略			
		第 8 条から第 1 2 条 略	